

知っているのと得するいい話①

継続雇用で得する方法

(有) 働きがい研究所

JR町屋陸橋を東に降りて右側、茶色いビルの2階
(福井市西開発1丁目2508野坂第2ビル201)

TEL;0776(57)1380

FAX;0776(57)1370

平成22年2月

継続雇用時に年金を多くもらうには

平成18年の改正高年齢者雇用安定法の施行により、従来の60歳定年の時代から、65歳まで働く時代を迎えました。

生年月日が昭和28年4月1日までの人は60歳から年金を受給できますが、働く場合は年金額が減額されることがあります。

特に再就職した初年度は、ほとんど年金が受け取れなくなることがありますから注意が必要です。そんなとき年金額がもらえる面白い方法があります。スライドをご覧ください。



定年後も継続して働く Aさんは



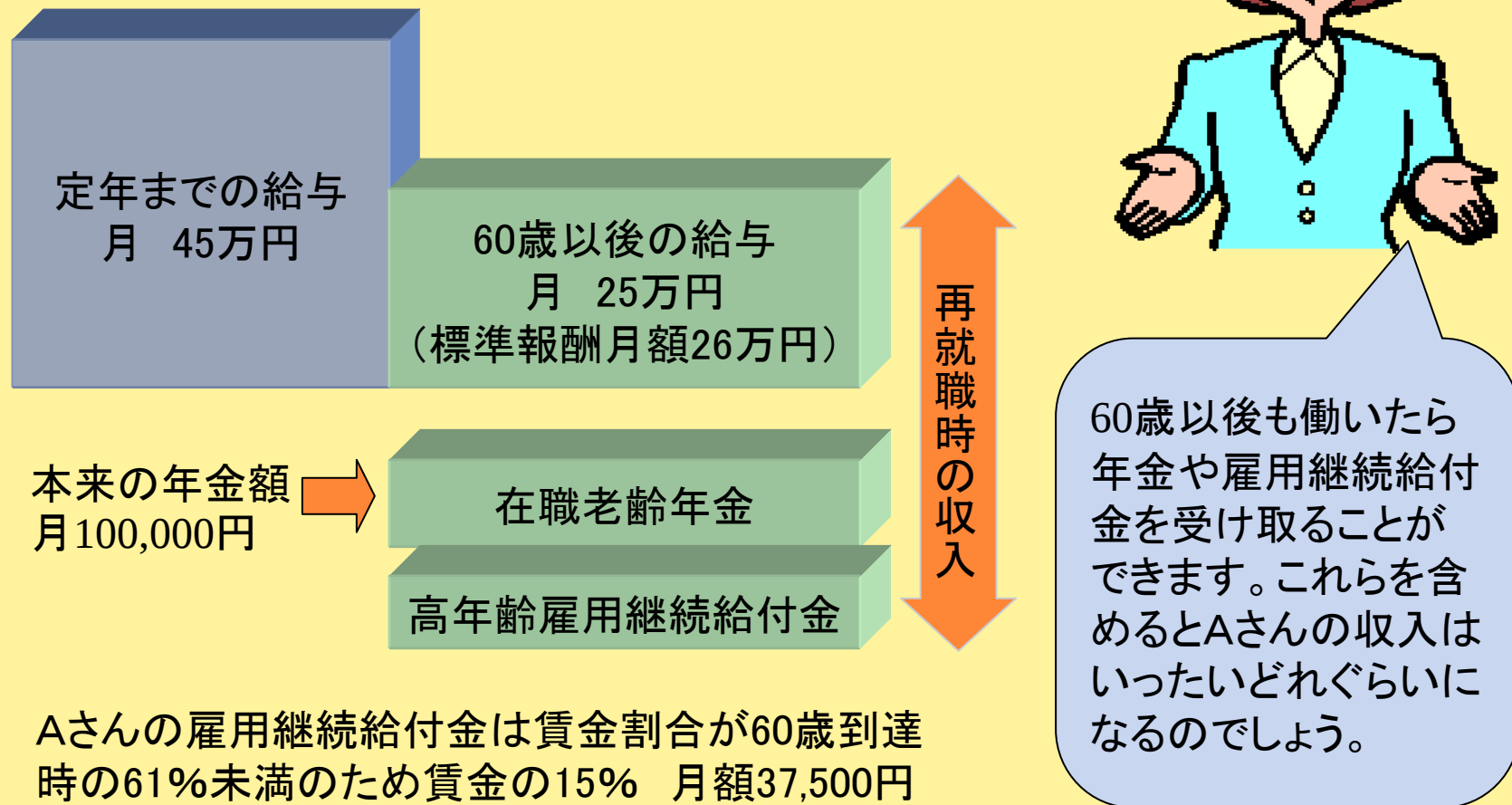
8月に定年を迎えた Aさんは

60歳の定年を迎えたAさんは、継続雇用制度が実施されたことにより、定年後も65歳まで働くことになった。

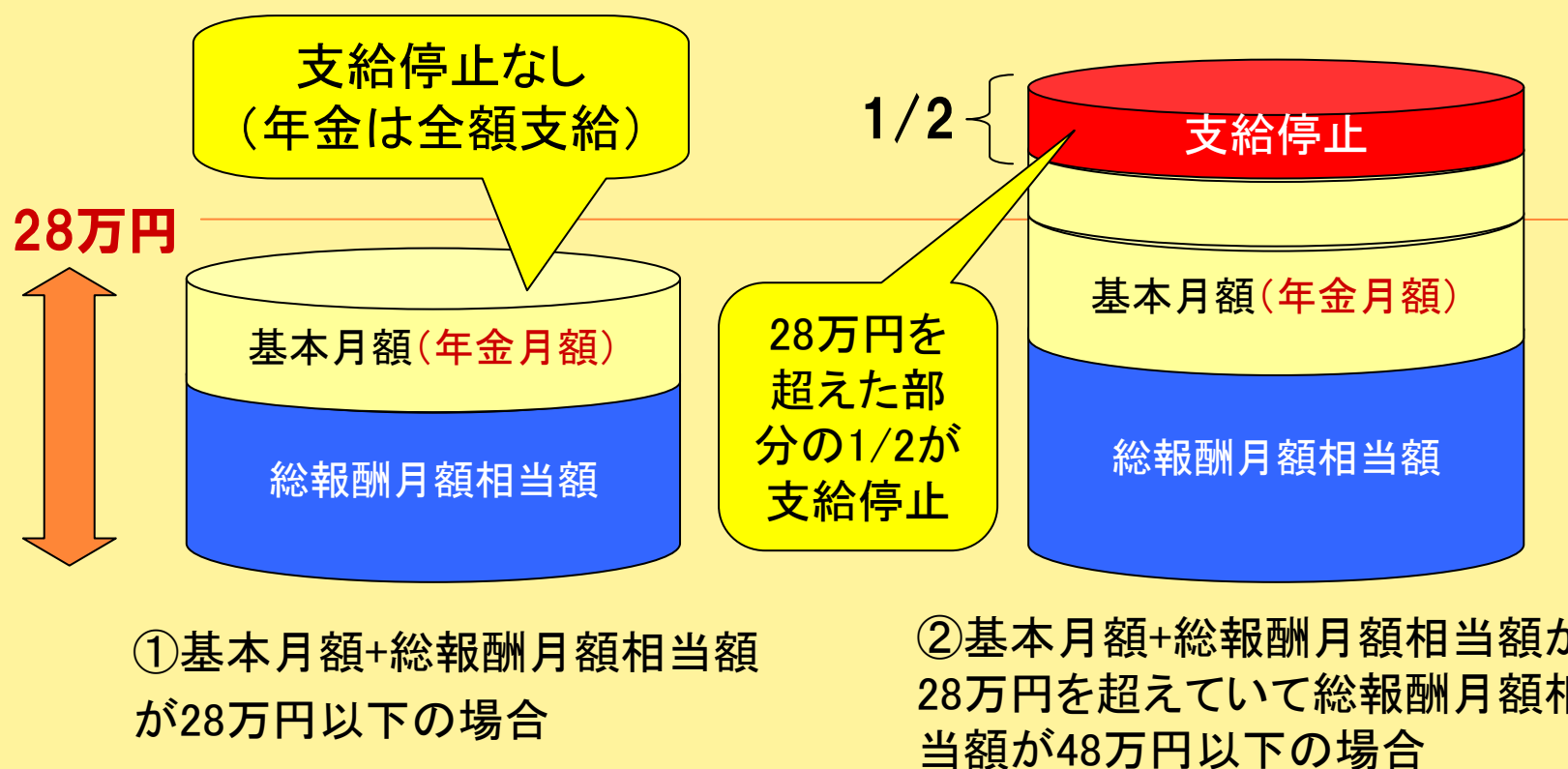
給与は今までの半分になるが年金ももらえるし、雇用保険から給付金もでることから、経済的にはそれほど不安は感じていない。

- 60歳からの年金額:120万円
(支給停止前の年金額)
- 60歳からの月額給与:25万円
- 60歳以降賞与はなし

Aさんの定年後の収入は



60歳以後も働くとき、年金は・・・

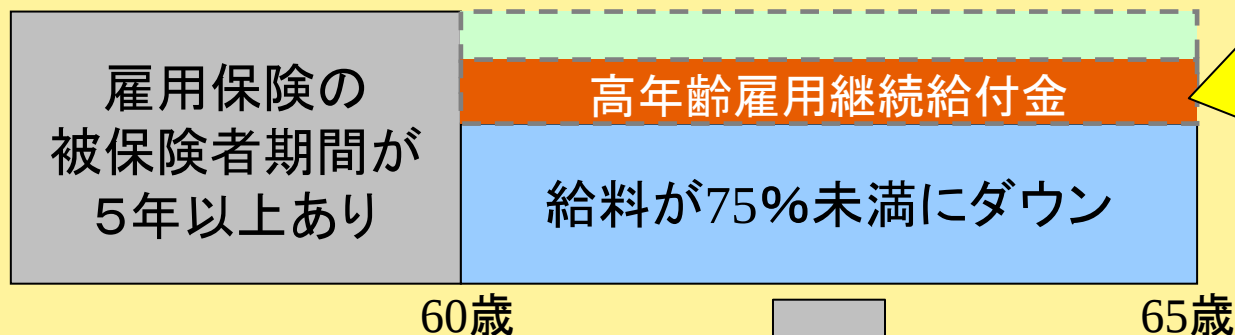


●年金額と再雇用時の給与の額により支給停止額は変わる。

さらに雇用保険から・・・

高年齢雇用継続基本給付金がもらえます。

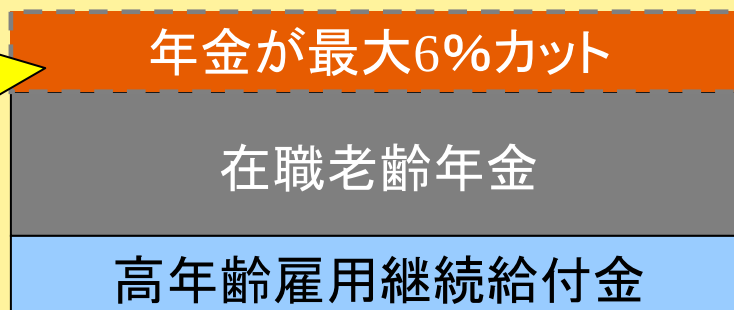
●再雇用等で給与が下がったときは



雇用保険から
給付金が支給
される。

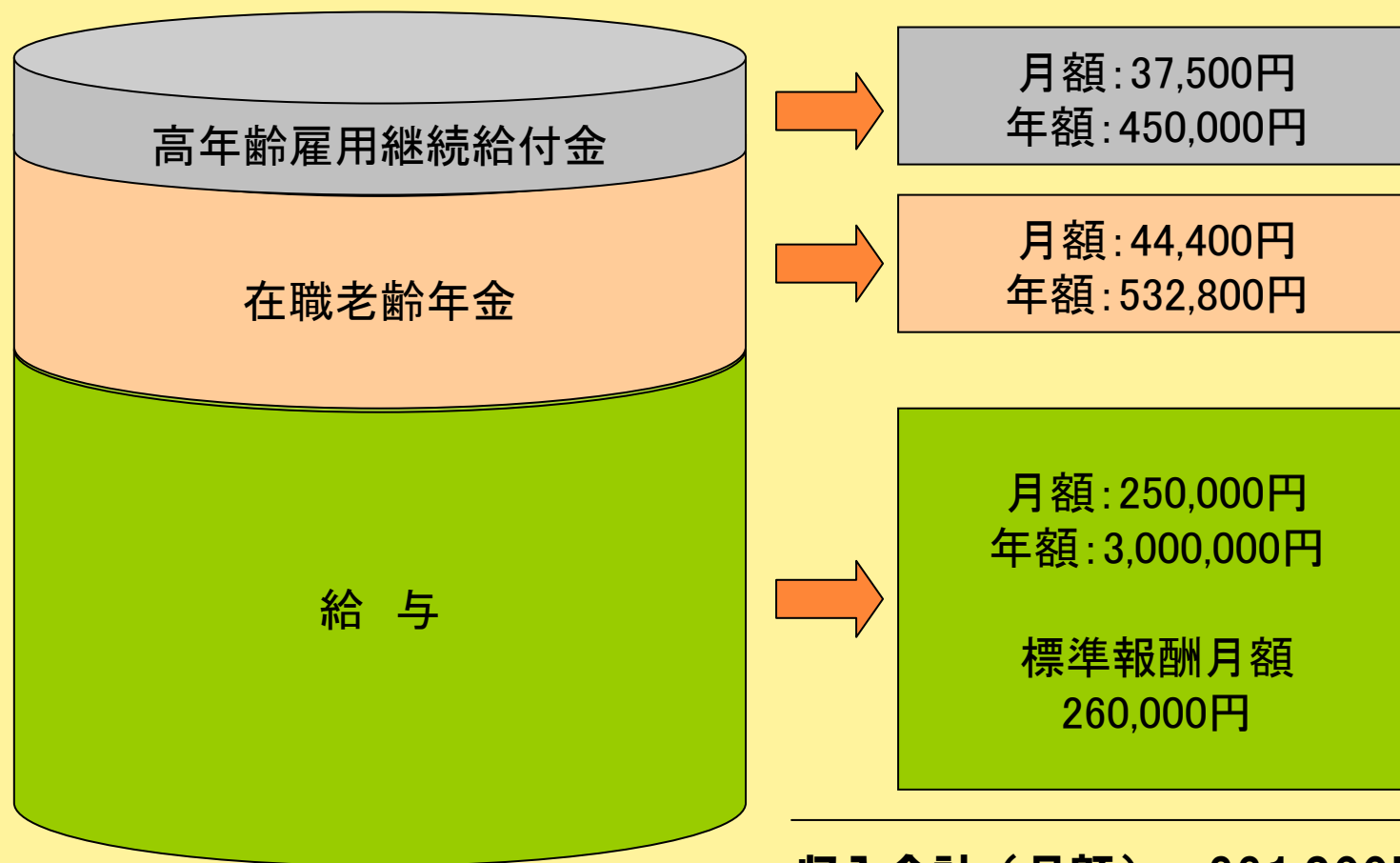
給与額の
最高15%

雇用保険から給
付金がでると、さ
らに年金がカット
される



高年齢雇用継続
給付金は最高65
歳まで受取ること
ができます。

Aさんの在職老齢年金と給付金



収入合計（月額） 331,900円

ところが年金額が「0」の通知が！



ところが実際には年金が全額支給停止になってしまった。年間では50万円以上の年金をもらえると思っていたAさんはビックリ！

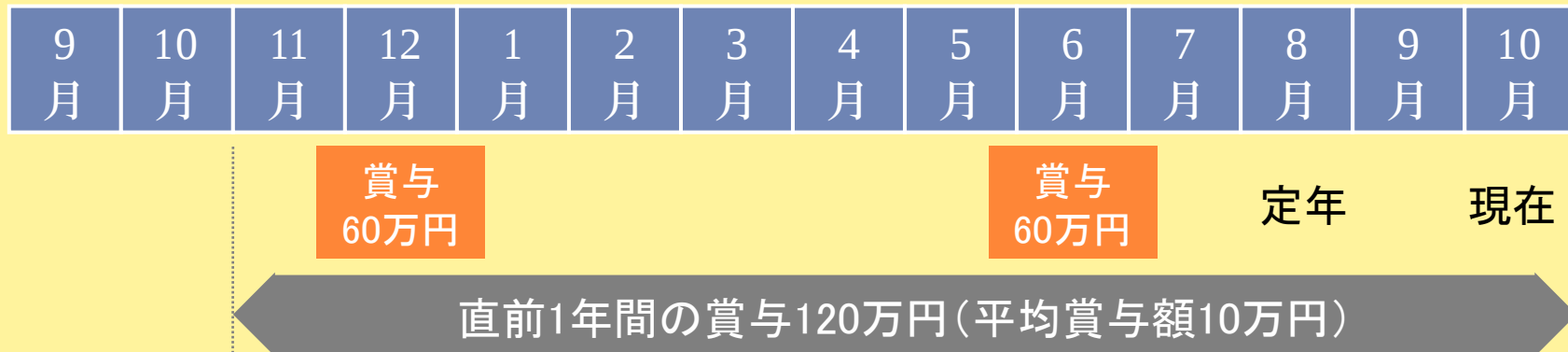
・・・いったいなぜ？

答えは、直前にもらったボーナスの影響です

在職老齢年金の計算では・・

直前1年間の賞与を含めて年金額を計算します。

Aさんは8月末に60歳の定年を迎えましたが
直前の6月と前年の12月に賞与を各60万円ずつ受け取っていました。



- 在職老齢年金の支給停止額の計算(10月の年金額計算)
 $(標準報酬月額26万円 + 平均賞与額10万円 + 年金月額10万円) - 28万円 \times 1/2$
 = **支給停止額9万円**
- さらに、雇用継続給付金を受け取れる場合は、
 調整額15,600円が年金から支給停止になります。

年金は全額支給停止

当面、年金は全額支給停止になります

しかし・・・今年の12月になると

わずかですが在職老齢年金をもらうことができます

12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----

賞与
60万円

賞与
60万円

直前1年間の賞与60万円(平均賞与額5万円)

- 在職老齢年金の支給停止額の計算(12月の年金額計算)
(標準報酬月額26万円＋平均賞与額5万円＋年金月額10万円)－28万円×1/2
＝支給停止額6.5万円

- さらに、雇用継続給付金が受け取れる場合は、
調整額15,600円が年金から支給停止になります。

年金額19,400円

さらに、...来年の6月になると・・・

6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

賞与
60万円

定年



再就職後は賞与なし

直前1年間の賞与0万円(平均賞与額0万円)



来年の6月になると直前1年間の賞与は「0」になるので
在職老齢年金の金額は大きくなります。

★来年6月以降の収入は

給与月額： 250,000円

在職老齢年金： 44,400円

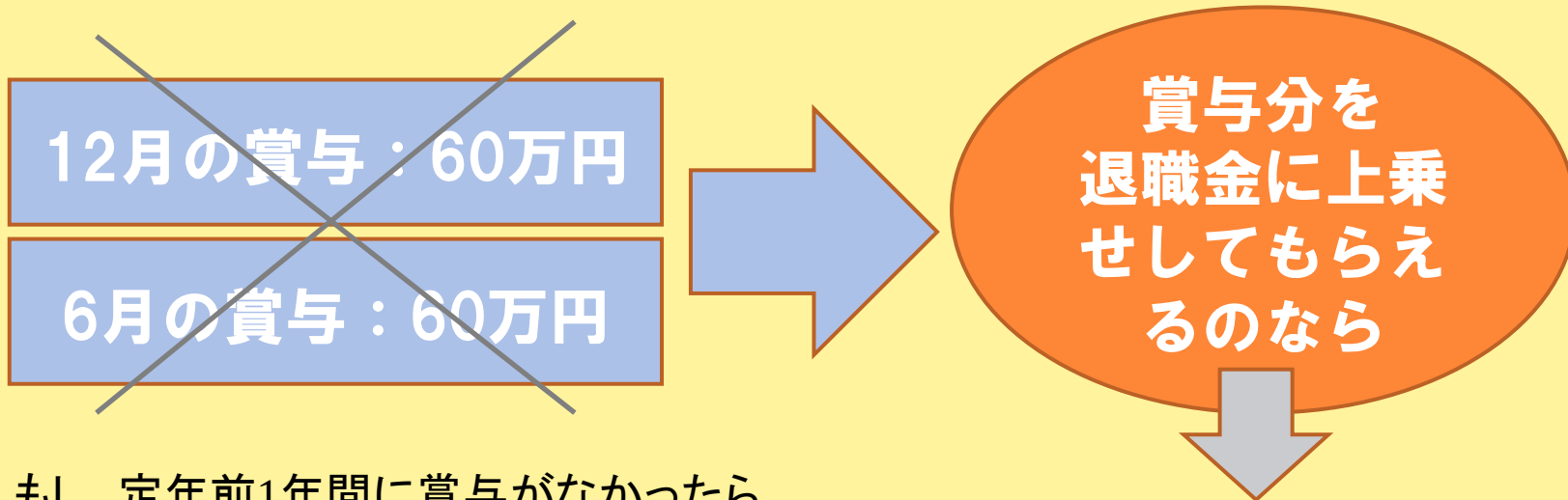
雇用継続給付金： 37,500円

合計収入

月額： 331,900円

もし、定年前の賞与がなかったら

定年直後から在職老齢年金を受け取ることができます



もし、定年前1年間に賞与がなかったら、定年直後から在職老齢年金を受け取ることができます。
定年前の1年間の賞与を、退職金として上乗せ支給してもらえるのなら、60歳以後の収入は増えるのですが…

★定年直後から年金がもらえる
給与月額： 250,000円
在職老齢年金： 44,400円
雇用継続給付金： 37,500円

注意! 自分では決められません

Aさんの場合、賞与を退職金に上乗せしてもらえれば、60歳からすぐに在職老齢年金が受け取れますから非常に有利な方法ですが、そのためには会社が了解してくれなければなりません。

一方、会社にとっても賞与分の社会保険料負担が減少するため、経費節減になることから実現する可能性は高い方法です。一度会社と交渉することをお勧めします。

また、この方法をとると、1年間賞与がもらえなくなるわけですから、家計収支の面で注意を払うことや、本当に退職金として上乗せになっているのかを確認をする必要があります。

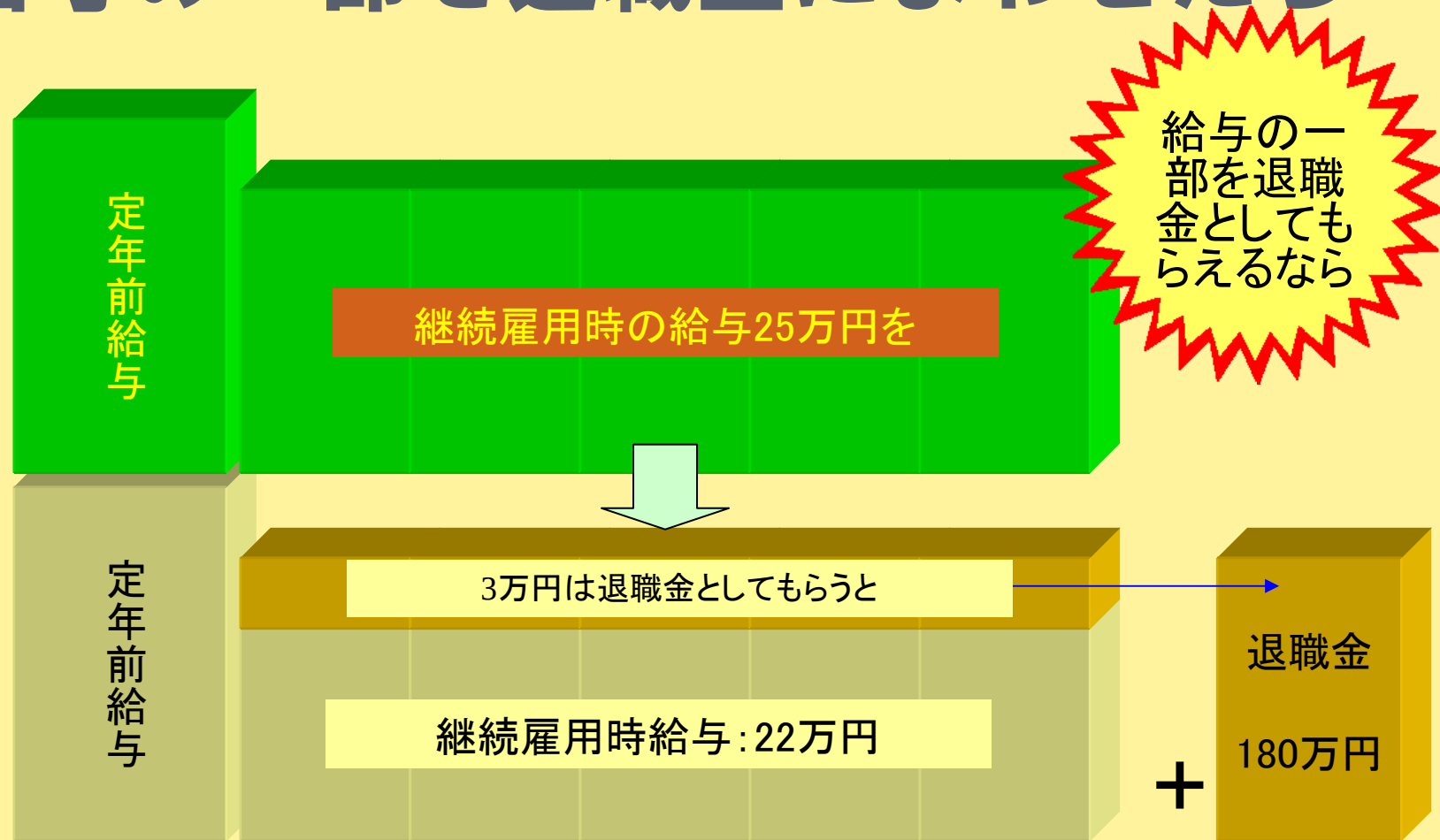
給与の一部を退職金としてもらえたら

60歳以後も働くとき、継続雇用時の収入は給与・在職老齢年金・雇用継続給付金が複雑に影響しあうため、給与の額だけで判断するのは危険です。特に年金の受給額は給与が多いと支給停止になる額が多くなるため、場合によっては給与が少ない方が手取り額が多くなることさえあります。

また、一般的には継続雇用時は賞与のない場合が多いようですが、給与の一部を退職金として支給してもらった方が手取り額が多くなる場合があります。スライドの続きをご覧ください。



給与の一部を退職金にまわせたら



月々の給与を3万円減らして退職金にまわせたら、5年間の手取り額は

次へ

給与を22万円にしたら手取り額は

給与と年金以外の収入はないものとし、所得控除は配偶者控除38万円のみとする。
平成21年度の税制や社会保険料率で試算。協会けんぽの料率は41/1000を使用。

	給与月額:22万円	給与月額:25万円
給与(年額)	2,640,000円	3,000,000円
在職老齢年金(年額)	801,600円	532,800円
雇用継続給付金(年額)	396,000円	450,000円
収入合計(年額)	3,837,600円	3,982,800円
社会保険料(年額)	338,295円	399,324円
所得税・住民税(年額)	109,500円	123,000円
■手取額(年額)	3,389,805円	3,460,476円

年金が大
幅アップ

税・社会保険
料はダウン

その差は1年間で70,671円しかない

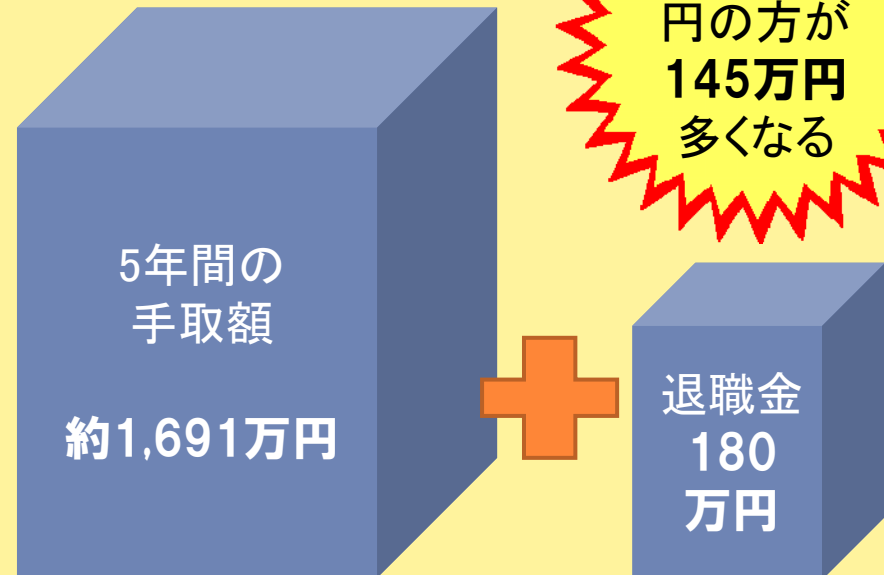
給与を年間36万円下げても、手取額は年間約7万円しか下がらない。

5年間の手取り額を比較すると・・・

給与25万円で
5年間働いたら



給与22万円で働いて
退職金をもらったら



給与22万
円の方が
145万円
多くなる

合計 1,871万円

平成21年度税制で試算。厚生年金保険料は年度ごとに定められた料率を使用。協会けんぽ料率は41/1000を使用。



ご注意ください・・・

ご覧いただいたシミュレーションは、一定の要件のもとに行った試算結果です。給与の額や年金額などの要件が相違する場合、違った結果となる場合がありますのでご注意ください。

もう一例ご覧にいきます・・・極端な例かもしれませんが



A機械工業で工場長を務めるBさんは、定年後も会社に残ってほしいと頼まれ、けっこういい条件を提示されている。給与は月37万円。定年までのおよそ8割程度の給与となる。

Bさんに何の異存もなく、奥さんに話をする则奥さんも大喜びだ。

しかし、... ちょっと待ってください。

●Bさんの場合、月給37万円もらうよりより28万円の方が
手取り額が多くなるんですよ。

定年前給与50万円 60歳からの年金額(報酬比例部分)120万円

雇用継続給付金の受給資格あり 扶養家族:妻のみで試算

再就職時の給与の特性を説明するため、定年前賞与はないものとして在職老齢年金を
計算し、加給年金は無視、税・社会保険料は平成21年度料率を使用して試算。

	給与月額37万円	給与月額28万円
年収(給与×12)	4,440,000円	3,360,000円
在職老齢年金	0円	427,380円
雇用継続給付金	0円	431,760円
税・社会保険料	842,951円	586,560円
可処分所得(手取額)	3,597,049円	3,632,580円

在職老齢年金も雇用継続給付金も出ない

年金月額10万円のときは、給与が37万円以上であれば年金は全額支給停止となる。

もし給与の一部を退職金でもらえたら

給与37万円のうち、毎月の給与は28万円にして9万円を退職金でもらえたら



	給与月額28万円
年収(給与×12)	3,360,000円
在職老齢年金	427,380円
雇用継続給付金	431,760円
税・社会保険料	586,560円
可処分所得(手取額)	3,632,580円

手取額は給与37万円のとときとほぼ同額となる。

退職金を540万円ももらうと税金を取られるが、それでも
手取額は516万円

年金や給付金をあわせた

見かけの給与より「手取額」に注目

給与が多いと税や社会保険料負担が大きくなり、その分手取額は減少します。一方給与が少ないと年金の支給停止額も少なくなり、在職老齢年金の受給額は大きくなります。さらに給与の額に応じて雇用継続給付金が支給されるなど、これらの組み合わせによる給与の決定は非常に複雑です。

給与・賞与

在職老齢年金

雇用継続給付金

3つの組み合わせによる
「最適な給与」とは…

…専門家に相談しよう

(注意) 給与が高いほど、支払う厚生年金の保険料が多くなる分、将来の年金額は多くなります。

ご意見、ご感想、お問い合わせは

TEL ; 0776 (57) 1380

FAX ; 0776 (57) 1370

は し は た ら き が い

MAIL:hashi@hatarakigai.co.jp

H P ;

働きがい研究所

検索

クリック!



●●●●お客様が会社がうまくゆきます●●●●

(有) 働きがい研究所

賃金(福井県の賃金相場)・退職金、就業規則、社員研修(活性化)

JR町屋陸橋を東に降りて右側、茶色いビルの2階

(福井市西開発1丁目2508野坂第2ビル201)